

参考資料

「インフルエンザ出席停止期間早見表 例」

※発症日は、発熱などの症状があらわれた日です。	発症日 (発熱など)	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	発症後 7日目
月/日(曜日)を入れて算出してください	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()
例1 発症後2日目に熱が下がったので、 <u>6日目</u> から登校可	発症	1日目	2日目 解熱日	3日目 解熱後 1日目	4日目 解熱後 2日目	5日目	6日目 登校可能	
例2 発症後3日目に熱が下がったので、 <u>6日目</u> から登校可	発症	1日目	2日目	3日目 解熱日	4日目 解熱後 1日目	5日目 解熱後 2日目	6日目 登校可能	
例3 発症後4日目に熱が下がったが、解熱後2日経過するまでなので、 <u>7日目</u> から登校可	発症	1日目	2日目	3日目	4日目 解熱日	5日目 解熱後 1日目	6日目 解熱後 2日目	7日目 登校可能

※上記の早見表と登校届を載せた「インフルエンザの注意と出席停止について」を11月に家庭通知しました。出席停止期間の確認にご利用ください。

▼学校感染症の出席停止基準▼

	病名	出席停止基準
第一種	新型インフルエンザ(H5N1)など	治癒するまで
第二種	※インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	百日ぜき	特有の咳がなくなるまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	熱が下がって3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日経過し、かつ全身症状が良好になるまで
	風疹(三日ばしか)	発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	全ての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	結核	医師が感染のおそれがないと認めるまで
第三種	髄膜炎菌性髄膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで
	腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 その他の感染症	医師が感染のおそれがないと認めるまで